

# 株式交付に関する事後開示書面

(会社法第 816 条の 10 第 1 項及び会社法施行規則第 213 条の 9 に定める書面)

2025 年 4 月 1 日

東京都中央区八重洲二丁目 2 番 1 号

株式会社データ・アプリケーション

# 株式交付に関する事後開示書面

2025年4月1日

東京都中央区八重洲二丁目2番1号  
株式会社データ・アプリケーション  
代表取締役社長執行役員 安原 武志

当社は、2025年2月3日付で作成した株式交付計画書に基づき、2025年4月1日を効力発生日として、当社を株式交付親会社とし、デジタルトランスコミュニケーションズ株式会社を株式交付子会社とする株式交付（以下、「本株式交付」という。）を実施いたしました。本株式交付に関する会社法第816条の10第1項および会社法施行規則第213条の9に規定する事項を記載した本書面を備え置くことといたします。

## 記

1. 株式交付が効力を生じた日  
2025年4月1日
2. 株式交付親会社における次に掲げる事項
  - (1) 会社法第816条の5の規定による請求に係る手続きの経過  
本株式交付は、会社法第816条の4第1項の簡易株式交付に該当するため、会社法第816条の5の適用はありません。
  - (2) 会社法第816条の6の規定による手続きの経過  
本株式交付は、会社法第816条の4第1項の簡易株式交付に該当するため、会社法第816条の6の適用はありません。
  - (3) 第816条の8の規定による手続きの経過  
本株式交付について異議を述べる事ができる債権者は存在しませんので、会社法第816条の8の適用はありません。
4. 株式交付に際して譲り受けた株式交付子会社の株式の数  
普通株式 12,247株
5. 株式交付に際して譲り受けた株式交付子会社の新株予約権の数および当該新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合には、当該新株予約権付社債についての各社債の金額の合計額  
該当事項はありません。
6. その他株式交付に関する重要な事項  
当社は、会社法第816条の4第1項の規定に基づき、会社法第816条の3第1項に定める株主総会決議による承認手続を経ずに本株式交付を行いました。

以上